

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	2月定例会の書類整理の為の交通費		
年 月 日	令和6年 4月 4日	金 額	3,280 円

目 的	2月定例会の書類を整理する為。
使 途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東海道新幹線回数券6枚のうち2枚を使用)
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて2月定例会の書類の整理を行った。
《領収書貼付枠》 回数券利用 ※6枚中1枚目と2枚目を使用 1,640 円×2枚=3,280 円 領 収 書 Receipt _____ 様 領収年月日 2024.-4.-4 登録番号: T3180001031569 金 額 ￥9,840 (消費税等込み) 税 10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (00126.7枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅北口MV発行 10127-02 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1 / 1	3,280 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	議会資料整理のための交通費		
年 月 日	R6年4月8日	金 額	3,280 円

目 的	県庁にて議会資料の整理の為。
使 途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東海道新幹線回数券6枚のうち2枚を使用)
政務活動・ 県政との 関 連 性	県庁にて議会資料の整理を行った。

《領収書貼付枠》

回数券利用
※6枚中3枚目と4枚目を使用
1,640円×2枚=3,280円
領収証原本は3-11-4-1に貼付

領 収 書
Receipt
領収年月日 2024-4-4 登録番号: T3180001031569
金 額 ¥9,840 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました。
購入商品 JR乗車券類
(00126 7枚)
東海旅客鉄道株式会社
掛川駅北口MV発行 10127-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1 / 1	3,280 円
		100%	

支出証拠書

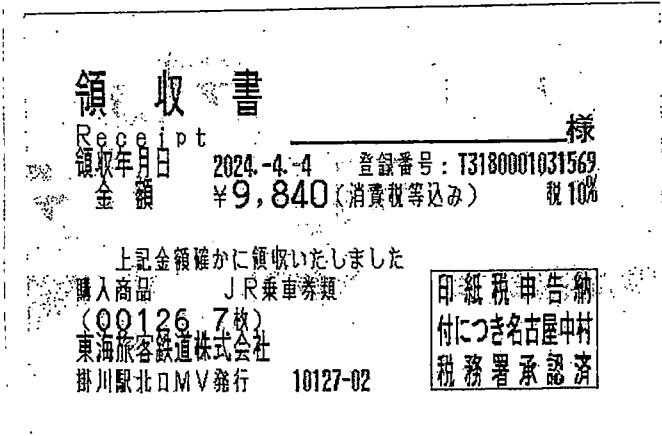
(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	議員総会に出席のための交通費		
年 月 日	令和6年4月11日	金 額	3,280 円

目 的	議員総会に出席する為。
使 途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東海道新幹線回数券6枚のうち2枚を使用)
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて議員総会が行われ、新部付職員との意見交換を行った。

《領収書貼付枠》

回数券利用
※6枚中5枚目と6枚目を使用
1,640 円×2枚=3,280 円
領収証原本は3-11-4-1に貼付



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1 / 1	3,280 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 小沼 秀朗)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	防災専門図書館視察費		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 2 日	金 額	14,940 円

目 的	静岡県危機情報課の調査に依る「令和5年度南海トラフ地震に関する県民意識調査結果」においても、能登半島地震発生後に県民の防災に対する意識が高揚したことが明らかとなった。今回、県政の資を得るため、今後の防災意識の高揚を維持させ、静岡県の防災に活かすことを目的として、防災専門図書館での調査研究を行った。
使 途	交通費 「 掛川駅 ⇄ (JR 新幹線) 東京駅 ⇄ (JR 山手線) 有楽町駅 」
政務活動・ 県政との 関 連 性	本視察での企画展などの内容を活かし、県民にわかりやすく様々な地震や災害を県民に「我がこと」と示すことで、防災意識向上への効果を生むものと考えられる。防災を身近に感じてもらう情報を発信し、各家庭で防災グッズを備蓄することに繋げたい。「自治体・企業の防災担当者のための防災ハンドブック」はじめ、能登半島地震の特集等は、静岡県内の伊豆半島に地形が酷似していることから、能登半島地震の復興についての情報を県政に反映させていく。激甚化する自然災害に関して、安全安心な強度な県土づくりとしてのハード対策に加え、県民御一人御一人の防災意識向上に繋がる、ソフト対策に努めていくことは、本県の重要施策である。

《領収書貼付枠》	
領 収 書 Receipt 領収年月日 2024-4-12 登録番号: T3180001031569 金 額 ￥14,940 (消費税等込み) 税 10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (10456.4枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅-MV発行 20457-01 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	14,940 円	1 / 1	14,940 円
		100%	

県外調査概要書

令和 6 年 4 月 12 日

会派名・議員氏名 自民改革会議 小沼 秀朗

目 的	令和6年元日に発生した能登半島地震により、いつ起こるかわからない自然災害の脅威を我々はあらためて思い知った。静岡県危機情報課の調査に依る「令和5年度南海トラフ地震に関する県民意識調査結果」においても、能登半島地震発生後に県民の防災に対する意識が高揚したことが明らかとなった。こうしたことから、今後、防災意識の高揚を維持させ、静岡県の防災に活かすことを目的として、防災専門図書館での調査研究を行った。
年 月 日	令和 6 年 4 月 12 日
場 所	東京都千代田区平河町 2-4-1 日本都市センター会館 8 階 防災専門図書館
内 容	1 事務所 ⇄ 掛川駅 ⇄ 東京駅 (東京駅 ⇄ 有楽町駅 ⇄ 東京メトロ有楽町線「永田町」) 2 応対者 ████████: 防災専門図書館 3 聴取内容 防災専門図書館は、防災と災害関連の資料を収集している専門図書館であり公益社団法人全国市有物件災害共済会が運営する図書館とのこと。1956 (昭和 31) 年に東京都千代田区で開設し、現在では 17 万冊を超える資料を所蔵している。災害を「人に災いを及ぼすもの」と幅広く捉え、自然災害の他、火災、交通災害、環境問題、戦災などの資料を収集し、開架式にて閲覧室にあるのは 1・2 年分の雑誌と約 500 冊の図書である。「関東大震災から 100 年～備えよう！首都直下地震」の企画展ほか、防災グッズの常設など、わかりやすい展示があり、防災意識向上に繋がっていた。東日本大震災の復興の展示も参考となった。 4 県政への反映 県民にわかりやすく様々な地震や災害の企画展を県内でも開催すれば、地震や災害を「我がこと」と捉え、防災意識向上への効果を生むものと考えられる。 100 円均一ショップの商品を使った防災グッズの常設などもあり、防災を身近に感じてもらうハードルを下げたお持ち帰り情報などを発信し、各家庭で防災グッズを揃えること、備蓄することに繋げたい。(災害食+トイレ等も) 気象庁の情報から都道府県別に震度 5 以上を記録した情報などあったが、県内でも自治体別の過去データ等があるとエリア別の災害対策に繋がる。 閲覧室の「自治体・企業の防災担当者のための防災ハンドブック」では、能登半島地震の特集があり災害にくじけない“まちづくり”として、平時から被災後を考える復興事前準備等あった。こうした伊豆半島に地形の似ている能登半島地震の復興についての情報は今後も収集し県政に反映させたい。

* 本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号

3-11-4-6

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	2月定例会の書類整理の為の交通費		
年 月 日	令和 6 年 4 月 18 日	金 額	1,410 円

目 的	2月定例会の書類を整理する為。
使 途	交通費 (掛川 ⇒ 静岡 東名高速道路)
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて2月定例会の書類の整理を行った。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。


中日本

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは、
TEL 052-223-0333 (有料)

24年 4月18日 9時09分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

一入口料金所一 掛川

通行料金は、消費税10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

登録番号:T4180001056169

取扱番号204-00050835-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,410 円	1 / 1	1,410 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝金等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所電気料 4 月 分		
年 月 日	R6 年 4 月 18 日	金 額	12,345 円

目 的	政務活動を行うための事務所電気料
使 途	事務所電気料 R6 年 4 月 分 (電気動力使用料、電気代)
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (060404)

口座記号番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社				
令和	6 年	4 月	分	ご使用期間	3 月 6 日 ~ 4 月 3 日 (日程 04)				
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)
				2	4	6	9	1	2244 円
ご依頼人氏名 小沼秀朗 事務所 様									
お客さま番号・契約種別		容 量		ご使用量		上記金額の内訳(円)			
とくとくプラン		k V A 16		k W h 146		8387			
ビジとくプラン		k W 13		k W h 102		16304			

お支払期日は 5 月 7 日 です。 お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は 5 月 27 日 となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

本証により当社の集金員が集金することはありません。
裏面もごらんください。



案分の理由 後援会活動を含むため 1/2 に案分する	領収書金額(a) 24,691 円	案分率(b) 1 / 2	政務活動費支出額(a×b) 12,345 円
----------------------------------	--------------------------	---------------------	-------------------------------

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	10,000 円	1 / 1	10,000 円
		100%	

13	06-04-23	BF	*10,000	SMBC(リンリホウ)
14	[Redacted]			
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

◎記号の説明
 AA, AF入金
 FA, FF振込
 C0, 1, 2, 3, 4他店券入金
 TF, TO取立
 BA, BF支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

6

倫理法人会規程

(総 則)

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「研究所」と称す）の定款にもとづき倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の制定は、当所倫理理事会の議決による。

(目 的)

- 第 3 条 本会は、所行によって直ちに正しき行動できる精神指導を基盤に、経営者の自己革新を促し、心の教育をめざす人々のネットワークを築き、良き人生の創造に資する機会を提供するとし、他倫理法人会の発展と密接に連携することを目的とする。

(活 動)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
1. 倫理教育の普及
 2. 倫理教育に必要となる各種セミナー、講演会などの開催
 3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講促進
 4. その他目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第 5 条 本会の構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
- 第 6 条 本会の目的、活動に賛同し、申請書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第 7 条 会費は次のとおりとする。月額 1 円（初回は可割）。
- 第 8 条 会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第 9 条 第 6 条の会費は、法人会計に充当する。
- 第 10 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出によるとき
 2. 会員である法人が解散したとき
 3. 除名されたとき
 4. 第 6 条に定める会費の納入を 3 ヶ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに前会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 第 11 条 会員が前条の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
1. 定款その他の趣旨に違反したとき

- 5 -

2. 当所や本会の名称を偽りつけ、または本会の目的を達成するに資しない行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

- 第 12 条 会員間の金銭の貸借および他取引などのトラブル、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

(組 織)

- 第 13 条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。

1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
2. 会長以下必要な役員者（規程第 15 条）を置く。
3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
4. 都道府県以下都道府県として（原則として行政区画に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と称する。

- 第 14 条 下級組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の許可を要する。

1. 正倫理法人会の設立は 10 社以上とする。
2. 準倫理法人会の設立は 50 社以上とする。ただし、開設後 2 年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
3. 会長以下必要な役員者（規程第 16 条）を置く。

- 第 15 条 前条の許可基準に満たない場合など、既設準倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の業績および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、通告を決定し、法人局担当常任理事の許可のもと、以下の処置を行う。

1. 正倫理法人会の場合
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
2. 準倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
3. 解散措置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役 員)

- 第 16 条 都道府県倫理法人会には、以下の役員者を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 5 名以上必要の場合 1 名、1 千社未満の場合は 2 名以内、1 千社以上 3 名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹 事 1 名
 4. 副幹事 1 名とし、1 千社以上 3 名以内、3 千社以上 5 名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事務 1 名

- 6 -

6. 常務理事 専任 1 名とし、3 千社以上 5 名以内を必要に応じて置くことができる。
7. 監 査 1 ～ 2 名
8. 地 区 長 各地区 1 名
9. 副 地 区 長 各地区 1 名に限り置くことができる。
1 千社を超える都道府県、もしくは広域圏域では他都道府県化のための地区を組織できる。地区は都道府県倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して準倫理法人会でも可とする。
10. 各 委 員 1 名
11. 各 委 員 1 名に限り置くことができる。
12. 相 談 員 必要に応じて委員会より選任可能とする。
13. 副 員 必要に応じて各委員会に置くことができる。

- 第 17 条 単位倫理法人会には、以下の役員者を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名以内
3. 専任幹事 1 名
4. 常務幹事 1 名に限り置くことができる。
5. 事務 1 名
6. 副幹事 1 名に限り置くことができる。
7. 監 査 1 ～ 2 名
8. 幹 事 10 名以上を原則とする。
9. 相 談 員 必要に応じて委員会より 3 名以内置くことができる。
10. 副 員 3 名以内置くことができる。所定の承認を得ない。

- 第 18 条 本会の全役員者の任期は 1 年とし、留任は認めない。ただし、会長が留任する場合は原則として 3 年を限度とする。

- 第 19 条 本会の全役員者は、原則として一人一役とし、他の役員との兼務はできない。

- 第 20 条 本会の全役員者は、定款倫理の会の全役員との兼務はできない。

- 第 21 条 本会の全役員者は、以下の項目に該当した場合、役員を取り消す。

1. 当所の名称を偽りつけた場合
2. 本会の運営・活動を妨げた場合

(運 営)

- 第 22 条 本会は、当所研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第 23 条 本会は、必要に応じて、役員会、委員会、委員会などの会派を開設する。
- 第 24 条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動に必要となる資金、寄付金などによってまかなう。
- 第 25 条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行う。
- 第 26 条 本会の役員者、会員に対する出納帳簿及び収支帳簿などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

- 7 -

(備 考)

- 第 27 条 本会の活動などでの、特定の商品の宣伝の宣伝などを含む一切の商取引を禁ずる。また、本会の役員者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の助けとなる活動も同様とする。

- 第 28 条 役員者及び会員が、公職選挙法に抵触する場合は下記の点に留意する。

1. 役員者で選挙に立候補する者は、公職選挙法の公示日より投票日まで前金を発行を要する。
2. 本会の役員者及び会員は、当所の組織を通じて特定の候補者の選挙活動をしてはならない。ただし個人的に活動することは差し支えない。
3. 立候補者は「健康セミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(附 則)

- 第 29 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第 11 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の日）から施行する。

- 前 章

- 制 定 平成 25 年 9 月 2 日

- 改 正 平成 26 年 11 月 22 日 一部改正

- 令和 3 年 3 月 27 日 一部改正

- 8 -

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	2月定例会の書類整理の為の交通費		
年 月 日	令和 6 年 4 月 25 日	金 額	3,460 円

目 的	2月定例会の書類を整理する為。
使 途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東海道新幹線)
政務活動・ 県政との 関 連 性	県庁にて2月定例会の書類の整理を行った。
《領収書貼付枠》	
領 収 書 Receipt _____様 領収年月日 2024-4-25 登録番号: T3180001031569 金 額 ￥3,460 (消費税等込み) 税 10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (60034 4枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅-MV発行 00035-02 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,460 円	1 / 1	3,460 円
		100%	

14	06-04-26	BF	*10,774	ソフトバンクMB(SM)
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

●記号の説明
 AA、AF……入金
 FA、FF……振込
 C0、1、2、3、4……他店券入金
 TF、TO……取立
 BA、BF……支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

6

3-11-4-10

発行日 2024年 3月 11日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

Month of Issue

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/> (1/ 1頁)
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Soft Bankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

発行日 2024年 4月 11日
ソフトバンク株式会社(ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求月 : 2024年3月分 (2024年3月1日～2024年3月31日ご利用分)
Month of Issue

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/> (1/ 1頁)
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Soft Bankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 小沼 秀朗 様

発行日 2024年 4月 11日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2024年3月分(2024年3月1日～2024年3月31日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 1年 0ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [3月 1日~ 3月31日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	6,340	10%
	割引 家族割引 (8.0円 × 10.0%)	-80	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-6,260	10%
	定額料 データプラン20GB (スマホ)	2,580	10%
	通信料 データ通信@0円 13.011Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 384064Pkt	0	10%
	(通信量合計 397075Pkt [0.05GB])		
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	9	10%
	通話料 通信サービス「0.570等」	10	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (4.67円 × 10.0%)	-467	10%
	割引 1年おトク割+	-1,080	10%
	割引 2.0GBデビュー割	-1,500	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	計	2,801	
	* * ご契約電話番号 * *		
	端末代 分割支払金/一括支払金	410	対象外
	計	410	
	小計	3,211	
	課税対象額 計	2,801	
	課税対象率 10%	2,801	
	消費税等 計	280	
	消費税等 10%	280	
	課税対象外 計	410	
	ご請求金額	3,491	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 小沼 秀朗)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ふるさと回帰支援センター視察費		
年 月 日	令和 6 年 4 月 2 8 日	金 額	14,940 円

目 的	ふるさと回帰支援センターでは「移住希望地」人気ランキングの第1位は静岡県であると発表した。そうした希望者を移住の実績につなげていくことを狙いとし、地方移住を考えている人が、どんな理由で静岡を選んだのかよく分析するため、調査研究し、今後の県政における移住定住策に反映することを目的とする。
使 途	交通費 「 掛川駅 ⇄ (JR 新幹線) 東京駅 ⇄ (JR 山手線) 有楽町駅 」
政務活動・ 県政との 関 連 性	静岡県内の自治体が、地域おこし協力隊を募集し、各自治体が多く採用していた。これに関して、静岡県は県内自治体をより支援していくべきである。相談者数としての人気は「2020 年から 2023 年の 4 年連続トップ」の成績であったが、セミナーは 5 位程度であった為、セミナーの開催にも力を入れるよう静岡県からの支援を検討したい。また、静岡県としてのセミナー開催も検討されたい。静岡県は都心から近く地の利があり、気候も温暖で、富士山や熱海温泉のような観光地、静岡茶や三ヶ日みかんなどの特産品が全国的に有名でイメージしやすい。住みやすさランキングを上げていくよう、県の施策をより力を入れるべきである。希望者数に関しては、大変良い成績が出ているなかで、実際の移住定住数の増加に繋がるよう、今後の静岡県政における、移住定住策に繋げていきたい。

《領収書貼付枠》

掛川駅

現金出納社員

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

2024年 4月28日
重信商事株式会社
登録番号: 13180001031568

ご利用いただきましてありがとうございます

上記金額確かに領収致しました

但し、乗車券類として

金額 ¥14,940円
[消費税等込み・10%]

領 収 書

駅No 5201230
領収書No 91
窓口No 104

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	14,940 円	1 / 1	14,940 円
		100%	

県外調査概要書

令和 6年 4月 28日

会派名・議員氏名 自民改革会議 小沼 秀朗

目 的	全国の自治体と連携して地方移住を支援する、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターは、相談者・セミナー参加者を対象に、地方移住に関するアンケートを実施し、2023年（1月～12月）の「移住希望地」人気ランキングの第1位は静岡県であると発表した。アフターコロナの新しい時代においても、こうした「移住希望地」として、その人気が今後も継続していくよう、その内容を調査研究する。また、そうした希望者を移住の実績につなげていくことを狙いとし、地方移住を考えている人が、どんな理由で静岡を選んだのかよく分析し、今後の県政における移住定住策に反映することを目的とする。
年 月 日	令和 6年 4月 28日
場 所	「NPO 法人ふるさと回帰支援センター」 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8F
内 容	1 事務所（徒歩）⇔ 掛川駅 ⇔ (JR 新幹線)東京駅 ⇔ (JR 山手線)有楽町駅 2 応対者 ふるさと回帰支援センター静岡県担当 相談員■■■■様、就職相談員■■■■様 3 聴取内容 ○ふるさと回帰支援センターでは日本全国 43 都道府県 1 政令市の専属相談員が常駐し、移住相談を受け付けている。移住先を決めていない方は「はじめて相談」として地方移住の始め方などの相談が出来る。1 政令市とは「静岡市」であり、このことが良いアンケート結果に繋がる大きな要因となっていた。○相談員が生の情報をお伝えするほか、体験ツアー、現地視察バスツアーなどの案内もあった。○毎月、出張相談会を静岡県内の各市町が開催し、人気を博していた。○静岡県内の自治体が「移住サポートブック」を作成し、下田ほか人気であった。○通勤圏内で、都心に近い三島も人気であった。 4 県政への反映 ○地域おこし協力隊を募集し、各自治体が多く採用していた。これに後押しを県としても促進したい。○相談者数としての人気は「2020 年から 2023 年の 4 年連続トップ」の成績であったが、セミナーは 5 位程度であった。セミナーの開催にも力を入れたい。○「移住」の定義が県によって異なるということでこれでは比較にならない。全国で統一してより正確に分析をすべきである。○静岡県は都心から近く地の利があり、気候も温暖で、富士山や熱海温泉のような観光地、静岡茶や三ヶ日みかんなどの特産品が全国的に有名でイメージしやすい。住みやすさランキングを上げていく県の施策をより力を入れるべきである。○実際の移住定住の数に繋げていくよう、以上の点を県政に反映してまいります。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

領 収 書



小沼秀朗 御中

No : 3797

発行日 : 2024年04月28日

下記、正に領収いたしました。

件名 小沼秀朗 県政報告書制作折込費

合計金額 397,585 円 (税込)

(株)アビサレ
笠原敬次

〒436-0038

静岡県掛川市領家864-1

TEL : 0537-24-2301

FAX : 0537-24-8002

担当 :

摘要	数量	単位	単価	金額
・ 県政報告書				
データ制作費、レイアウト調整費、印刷費	24,880	枚	8.30005	206,505
コート90kg 両面カラー B4				
配布用(二つ折加工)	1,120	枚	8.8	9,856
・ その他 運搬費 諸経費	1	式	40,000	40,000
・ 各新聞店追加配達費	1	式	18,000	18,000
・ 折り込み手数料	24,880		3.5	87,080
			小計	361,441
			消費税	36,144
			合計	397,585

備考

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ更新管理費、サポート (4月分)		
年 月 日	R6年4月30日	金 額	20,000 円

目 的	ホームページを通じて県議会議員としての情報発信をし、県政の報告、課題を県民の皆様幅広く発信する。
使 途	ホームページ保守、管理、更新 (4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の内容に関して、県民の皆様に関わりやすく報告し、県内の動向や、県政の課題を発信、提起し、幅広く県民の皆様からの意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

領 収 証

小沼 様 No. _____

★ ¥ 20,000-

但 ホームページ管理費 サポート費

2024年4月30日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜・税込)
		%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)	
	%	消費税額等	

枚数法による本印紙貼付

コクヨ ウケ-1097

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	20,000 円	1 / 1 100%	20,000 円

整理番号	3-11-4-14
------	-----------

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	人件費 (事務員雇用 4 月)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 30 日	金 額	8,250 円

目 的	政務活動を補助する事務員を雇用
使 途	令和 6 年 4 月分給与 ■■■■■ R6 年 4 月 1 日 ～ R6 年 4 月 30 日
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》 次頁以降の別添資料参照	

案分の理由 後援会活動を含むため 1/2 に案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a-b)
	16,500 円	1/2	8,250 円
		50%	

給与 支払明細書

2024 年 4 月分

支給日 2024 年 4 月 30 日

氏名	殿
----	---------------

出勤日	4 日間	雇用時間	16.5 時間	うち政務活動 業務時間	8.25 時間
-----	------	------	---------	----------------	---------

支 給 額	
時間給	1,000 円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	16,500 円
控 除 額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	
合計	円

支 給 額	16,500 円
うち 政 務 活 動 支 給 額	8,250 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	人件費 (事務員雇用 4 月)		
年 月 日	R6 年 4 月 30 日	金 額	30,000 円

目 的	政務活動を補助する事務員を雇用
使 途	令和 6 年 4 月分給与 ■■■■■ R6 年 4 月 1 日 ～ R6 年 4 月 30 日
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
<<領収書貼付枠>> 次頁以降の別添資料参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
雇用時間は全て政務活動にかかるものである 為	30,000 円	100%	30,000 円

給与 支払明細書

2024 年 4 月分

支給日 2024 年 4 月 30 日

氏名	■■■■■ 殿
----	---------

出勤日	5 日間	雇用時間	30 時間
-----	------	------	-------

支 給 額	
時間給	1,000 円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	30,000 円
控 除 額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	918 円
合計	918 円

差 引 支 給 額	29082 円
政 務 活 動 支 給 額	30,000 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 4月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	598	18 円× 598km	10,764 円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 小沼秀朗

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	円	／ %	円

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4月5日	山東製茶組員と茶業振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ 粟ヶ岳かつぼ しテラス	32km
4月6日	掛川市大須賀観光協会組員と観光振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ 八百甚	28km
4月7日	掛川市大須賀観光協会組員と観光振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ おひさまテラス	32km
4月12日	桜木地区長と桜木地区信号機設置の意見交換をした。	事務所 ⇄ 桜木地区学習 センター	12km
4月13日	大東明社協役員と地域社会づくりの意見交換をした。	事務所 ⇄ 掛川市役所大東 支所	28 km
4月15日	県経済産業部職員と地域外交経済戦略の意見交換をした。	事務所 ⇄ 松風閣	82 km
4月18日	2月定例会の書類整理の為。	事務所 ⇄ 県庁	106 km
4月19日	自民改革会議にて中央市場、魚市場を視察した。	事務所 ⇄ 静岡中央卸売 市場	112 km
4月22日	2月定例会の書類整理の為。	事務所 ⇄ 県庁	106 km
4月23日	茶生産者と茶業振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ JA 掛川市本所	8 km
4月26日	みなみ商工会青年部と商業振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ 掛川みなみ 商工会	26km
4月27日	ソフトボール協会とスポーツ振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ 掛川いこいの 広場	12km
4月28日	営農会役員と農業振興の意見交換をした。	事務所 ⇄ 東側公会堂	14km
合 計			598km